

須賀川市森林環境譲与税活用方針

令和 8 年 10 月

須賀川市産業部農政課

1 森林環境譲与税について

(1) 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、わが国の国土や国民の生命を守ることにつながります。

一方で、所有者や境界がわからない森林の増加や、管理の担い手不足が大きな課題となっています。

このような現状のなか、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出量削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保の観点から、国民一人一人が等しく負担し、我が国の森林を支える仕組みとして、2019（H31）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

「森林環境税」は2024（R6）年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することになっています。

森林環境税は、喫緊の課題である森林整備の財源として、2019（R元）年度から森林環境譲与税として、市区町村や都道府県に対して、私有人工林面積、林業従事者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

(2) 森林環境譲与税の使途と活用状況の公表

森林環境譲与税は、譲与された自治体における間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充当することとされています。

森林環境譲与税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながると期待されています。

本市においては、取組初年度（2019（R元））に「須賀川市森林環境譲与税基金条例」を制定し、須賀川市森林環境譲与税基金を設置しました。

なお、適正な使途に用いられるよう、インターネット等の利用により、使途を公表しなければならないため、本市においてもホームページにて公表しています。

2 森林環境譲与税の活用方針について

(1) 方針の目的

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の使途の範囲内で、須賀川市の判断によりこの方針を定めることにより、幅広い事業へ活用することを目的としています。

(2) 須賀川市森林環境譲与税基金条例との関連

毎年、9月と3月に国から譲与を受けた森林環境譲与税について、全額須賀川市森林環境譲与税基金へ積立てます。

本市の一般会計予算計上額のうち、本方針に記載されている事業・項目のみ、本基金から充当できるものとします。

(3) 本方針の見直しについて

林野庁及び総務省において作成された「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」(通称：ポジティブリスト)(令和7年12月1日付、林野庁森林整備部森林利用課長事務連絡)を参考に、市の実情に応じた事業に取り組むため、活用する事業について、毎年見直すこととします。

なお、多額の基金充当が必要な事業が計画された場合、一定の基金残高を確保するため、総合的な判断の下、これまで活用してきた事業を見直すことができるものとします。

3 森林環境譲与税を活用する事業

(1) 森林経営管理事業

森林経営管理制度に基づく適切な森林管理の実現へ向け、須賀川市地域森林計画内の私有人工林の所有者を対象とした森林管理の意向調査を実施しました。(2021(R3)～2024(R6)年度)

調査の結果、森林の対象区域が小規模で点在、未相続や所有権以外の権利が設定されているところが多く、区域設定や経営管理権の設定や集積・集約が困難であることが判明したため、本事業以外の森林林業事業制度の活用による整備を推進することとしました。(2025(R7)年度)

(2) 森林林業事業に係る事務執行体制の確保

森林の適切な利用や整備状況(無届伐採・伐採後の再造林)を確認する

ため、定期的な森林パトロールを実施します。

事業実施や適正な事務執行のため、専門職員（林学系）の雇用や地域林政アドバイザー等への事務委託について検討します。

森林整備の状況確認や緊急時の対応等に必要な資材や機材等の確保に努めます。※1

（３）松くい虫被害木調査及び伐採

近年増加を続ける松くい虫による立枯れを発見し、早期の伐採や防除実施へ繋げるため、調査を行います。

保護松林区域外の森林における松くい虫被害木の伐採を必要に応じて行います。

（４）生活環境保全林維持管理

市民の野外活動やリフレッシュ活動に寄与している、生活環境保全林（八幡岳生活環境保全林、うつくしま未来博記念の森）の維持管理（除草作業を除く）や施設の改修を行います。

（５）森林保全補助

森林所有者が経営計画に基づいて行う森林整備の一部について補助します。

植林、下刈り、枝打ち及び間伐等に対し要する費用のうち、国や県からの補助額を除いた経費の一部に対し補助します。

（６）林道維持管理

林道のパトロールや施設の維持、補修及び老朽施設の更新を行います。（除草作業を除く）

また、必要となる資材や機材を確保します。※1

（７）森林環境教育（木育講座）

就学前の保育園・こども園等の園児を対象に、幼少期からの木材や木製品とのふれあいを通じて、木の文化への理解を深める活動を行います。

（市内小中学校及び義務教育学校や各サービスセンターにおいて開催す

る森林環境学習等で「ふくしま森林^{もり}づくり県民税」（2025（R7）年度までの名称は「福島県森林環境税」）を使用する事業は対象外）

(8) 市民等への普及啓発

森林の有する多面的機能や循環利用、森林・林業が果たす役割について、市民等へ様々な機会において広く周知を図ります。

(9) 公園内森林危険木除去

市内の公園内にある森林で枯損や傾斜により、公園利用者や隣接地へ危険が及ぶおそれのある樹木について、伐採や除去を行い、公園利用者や隣接地の安全を確保します。

除去後は必要な造林を行い、従前の森林機能を保全するよう努めます。

(10) 森林の樹種転換等

一定の区域において、森林機能の見直しを行い、樹種転換が必要と判断された森林については、新たな樹種を用いて当該森林に求める機能の発揮に必要な施業（伐採・伐根・地均し・植林等）を行います。

(11) 身近な森林の自主的整備活動の推進

山林所有者や地域団体等による、身近な森林（里山、竹林等）の自主的な整備を推進するため、市が森林環境譲与税により移動式木竹材粉碎機を購入し、活動時に粉碎機が必要な場合、これを貸与します。（機材の運搬や整備に係る費用及び補修部品や燃料費等を除く）

(12) 市道隣接森林内危険木除去

市道に隣接する私有林内において、枯損や傾斜により通行する車輛や歩行者へ危険が及ぶ恐れが非常に高い立木を早急に除去し、市道利用者の安全を確保します。

なお、適正な森林管理は、森林所有者の責務であり、本事業実施の際は、森林所有者の負担となる場合があります。

※1

資材：杭、板材、砕石、アスファルト常温合材、土のう袋、トラロープ等の
土木資材や警告看板、案内表示板等

機材：スコップ、チェーンソー、鋸、鉋、ハンマー、測量機材等
クマ鈴、クマ避けスプレー等、事業推進に要する車輛

機材のうち、車輛については以下のとおり。

- 1 林道及び作業道（未舗装路や急勾配）を走行できる車輛及び仕様とする。
また、車内マイク及び車外拡声器等の広報設備を装備する。
- 2 「森林環境譲与税による購入」を標示する。
- 3 森林や林業を想起させる色彩とする。
- 4 森林環境譲与税を活用する事業や、森林林業の広報イベント、森林整備
や林業振興等における現場業務、害獣出没時の注意喚起、山火事防止広報
活動等に使用する。（災害発生時や緊急時はこの限りではない）
なお、駐車状態でも広報活動中のため、内外装は、清潔な状態を保つ。
- 5 燃料、消耗品等には、森林環境譲与税を使用しない。
- 6 更新が必要な場合は、購入から 10 年または 10 万 km を超過した次年度
以降で実施できる。ただし、継続使用可能な場合を除く。

以上

改正経緯

令和 8 年 3 月 4 日 【当初策定】

令和 8 年 10 月 1 日 【第 1 回改正】